

## 高松市市営住宅使用料等の減免及び徴収猶予取扱要領

(平成10年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市市営住宅条例（平成9年高松市条例第47号。以下「条例」という。）及び高松市市営住宅条例施行規則（平成9年高松市規則第48号。以下「規則」という。）に定める市営住宅の使用料及び敷金の減免及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅使用料の減免の基準)

第2条 住宅使用料の減免は、次の各号のいずれかの事由に該当し、かつ、住宅使用料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、当該各号に定めるところにより算定した額の範囲内で行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者である入居者が、疾病等による長期入院加療等のため住宅扶助が停止されたとき。

住宅使用料の全額

(2) 入居者の収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第2項の表の上欄に規定する最小額の入居者の収入より著しく低額となり、申請前1年間の平均収入月額が、生活保護法の規定に基づく生活扶助基準額と教育扶助基準額との合計額に生活扶助基準額（基準生活費に限る。）の20パーセントに相当する額及び住宅使用料の額を加えて得た額（以下「減免基準額」という。）に満たない場合で、将来にわたり収入の増加の見込みがないとき。減免基準額に満たない額を限度として、別表により算定した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める額

(3) 入居者又は同居者（以下「入居者等」という。）が疾病にかかったとき。入居者等が3か月以上の療養を要する疾病にかかった場合で、入居者の申請前1年間の平均収入月額から、当該療養に要した平均実費月額を差し引いた額が減免基準額に満たないときは、当該満たない額を限度として、前号に準じて算定した額

(4) 入居者等が災害により著しい損害を受けたとき。入居者等が水害、火災その他これらに類する災害により容易に回復し難い損害を受けた場合

で、入居者の申請前1年間の平均収入月額から生活必需品を得るために要する費用の額の12分の1の額を差し引いた額が減免基準額に満たないときは、当該満たない額を限度として、第2号に準じて算定した額

- (5) 条例第21条第3項の規定により認定された入居者の収入が失業等により減少したと認められ、当該収入に基づき条例第20条第1項の規定により算定した住宅使用料の額が、規則第19条第1項、第2項又は第3項の規定により入居者に通知した住宅使用料の額より低いとき。減少した収入に基づき算定した住宅使用料の額を超える額。
- (6) 条例第21条に規定する収入の申告がないため、条例第20条第1項ただし書の規定により住宅使用料を算定された入居者から収入の申告があり、当該収入の申告により認定した収入に基づき算定した住宅使用料の額が同項ただし書の規定により算定した住宅使用料の額より低いとき。当該収入の申告により認定した収入に基づき算定した住宅使用料の額を超える額
- (7) 法令等の改正により住宅使用料が改定され、当該改定された住宅使用料の額が改定前の住宅使用料を超えるとき。市長が別に定める額
- (8) 災害による損傷、老朽化等の理由により市長が居住させることが不適當であると認めた市営住宅から他の住宅等へ移転するとき。当該居住させることが不適當と認めた市営住宅に係る住宅使用料の全額
- (9) 前号の場合において、当該移転後の市営住宅に係る住宅使用料の額（以下「移転後使用料額」という。）が当該移転前の市営住宅に係る直近の住宅使用料の額（以下「移転前使用料額」という。）を超えるとき。移転後使用料額から移転前使用料額を控除した額に次の表の左欄に定める移転後の入居期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

入居期間	率
1年以下の期間	6分の5
1年を超え2年以下の期間	6分の4
2年を超え3年以下の期間	6分の3
3年を超え4年以下の期間	6分の2
4年を超え5年以下の期間	6分の1

- (10) 入居者が未婚のひとり親世帯に属する母親又は父親であるとき。

当該入居者に係る住宅使用料の額と、当該入居者を公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号ホに規定する寡婦又は寡夫であるとみなして条例第20条第1項の規定を適用して算定した額との差額に相当する額

（住宅使用料の徴収猶予の基準）

第3条 条例第22条第1項ただし書の規定による住宅使用料の徴収猶予は、前条各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事由により、住宅使用料の納付が困難な場合において、3か月以内に住宅使用料の支払能力が回復すると認められるときに行うものとする。

（敷金の減免又は徴収猶予の基準）

第4条 条例第23条第1項ただし書の規定による敷金の減免又は徴収猶予については、第2条及び前条の規定を準用する。

（減免及び徴収猶予の時期）

第5条 住宅使用料の減免又は徴収猶予は、月の10日以前に申請があった場合は当該月から行い、月の11日以後に申請があった場合は当該月の翌月から行うものとする。ただし、第2条第5号及び第6号に掲げる事由による申請が当該住宅使用料を徴収する年度の開始前にあった場合は、当該年度の開始当初から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第8号に掲げる事由による住宅使用料の減免は、市長が当該市営住宅に居住させることが不適當であると認めた日から他の住宅等へ入居する日までの期間について、日割計算により行うものとする。

（減免及び徴収猶予の期間）

第6条 住宅使用料の減免期間は、当該申請のあった日の属する年度内を限度とする。

2 住宅使用料及び敷金の徴収猶予期間は、3か月以内とする。

（減免及び徴収猶予の措置の変更等）

第7条 住宅使用料又は敷金の減免又は徴収猶予の措置を受けている入居者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 生活保護法の規定により、新たに住宅扶助を受けるようになったとき、  
又は住宅扶助を停止され、若しくは廃止されたとき。
- (2) 同居者の人数に増減があったとき。
- (3) 入居者の収入に増減があったとき。
- (4) 減免又は徴収猶予を必要としなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合のほか、減免又は徴収猶予の措置を変更する必要があると認めるときは、これを審査し、必要と認めるときは、減免又は徴収猶予の期間中であっても、減免又は徴収猶予の措置を変更し、又は取り消すことができる。

(収入の認定)

第8条 住宅使用料又は敷金の減免又は徴収猶予の措置を受けようする入居者の収入の認定は、生活保護法に基づく保護の実施に当たって行う収入の認定の基準に準じて行うものとする。

(市営住宅使用料等減免・徴収猶予申請書の添付書類)

第9条 規則第22条第1項の市営住宅使用料等減免・徴収猶予申請書には、次に掲げる書類のうち、必要なものを添付するものとする。

- (1) 所得証明書、給与証明書、非課税所得となっている年金、給付金等の収入を証明する書類等収入を証明する書類
- (2) 医師の診断書及び領収書
- (3) その他減免又は徴収猶予を必要とする理由を証明する書類

(実態調査)

第10条 市長は、入居者から前条の申請書等の提出を受けた場合は、減免又は徴収猶予の適否について、必要に応じて実態調査を行うものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 必要な手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができ

る。

(公営住宅法施行令の一部改正に伴う市営住宅使用料減免額の特例)

3 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号。以下「改正令」という。）による改正後の公営住宅法施行令（以下「新令」という。）の施行の際現に市営住宅に入居している者であつて、新令第 2 条の規定による市営住宅の毎月の使用料の額（以下「新家賃額」という。）の算定の基礎となるその者の収入の額が次の各号のいずれかに該当するものに係る平成 21 年 4 月分から平成 27 年 3 月分までの市営住宅使用料の減免額は、第 2 条第 7 号の規定にかかわらず、附則別表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、新家賃額から新令の施行の日前の最終の市営住宅の使用料の額（第 2 条（第 6 号を除く。）の規定により減免を受けた場合は、当該減免前の額）を控除して得た額にそれぞれ同表の中欄に掲げる率から同表の右欄に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た額とする（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

(1) 13 万 9,000 円を超え 15 万 3,000 円以下である場合

(2) 15 万 8,000 円を超え 17 万 8,000 円以下である場合

(3) 18 万 6,000 円を超え 20 万円以下である場合

(4) 21 万 4,000 円を超え 23 万 8,000 円以下である場合

(5) 25 万 9,000 円を超え 26 万 8,000 円以下である場合

#### 附則別表

年 度	改正令附則第 3 条 による調整率	更なる減免 による調整率
平成 21 年度	5 分の 1	7 分の 1
平成 22 年度	5 分の 2	7 分の 2
平成 23 年度	5 分の 3	7 分の 3
平成 24 年度	5 分の 4	7 分の 4
平成 25 年度	5 分の 5	7 分の 5
平成 26 年度	5 分の 5	7 分の 6

#### 附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

減免基準額に満たない額の減免基準額に対する割合	使用料の減免率
0パーセント以上5パーセント未満	10パーセント
5パーセント以上10パーセント未満	20パーセント
10パーセント以上15パーセント未満	30パーセント
15パーセント以上20パーセント未満	40パーセント
20パーセント以上	50パーセント

高松市市営住宅使用料等の減免および徴収猶予取扱要領第2条  
第2号に規定する市長が別に定める額の算定表

減免基準額に満たない額の減免基準額に対する割合	使用料の減免率
0パーセント 以上 5パーセント 未満	20パーセント
5パーセント 以上10パーセント 未満	30パーセント
10パーセント 以上15パーセント 未満	40パーセント
15パーセント 以上20パーセント 未満	50パーセント
20パーセント 以上	60パーセント